

議 事 日 程

- 日程第1 議案第36号 第四次瑞穂市行政改革大綱について
日程第2 議案第40号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
日程第3 議案第41号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第42号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第44号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤 四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博

教育委員会
事務局長

佐藤 雅人

会計管理者

清水 千尋

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長

久野 秋広

書記

河野 和泉

書記

広瀬 潤一

開議の宣告

○議長（若井千尋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意をして発言されますようお願いいたします。

日程第1 議案第36号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第1、議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱について、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に今回の大綱、第三次大綱まであった市民参加と協働のまちづくりの推進、これが項目から削除されております。この理由は何であるか御答弁をお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さんおはようございます。

関谷議員の御質問にお答えをいたします。

第三次瑞穂市行政改革大綱での重点項目3. 市民参画と協働のまちづくりの推進につきましては、まちづくり基本条例に規定されていますまちづくり基本条例推進委員会において、市民参画や協働などの市における自治の在り方の基本事項について審議し、そして推進をしておりますので、第四次行政改革大綱からは割愛をさせていただいております。

また、瑞穂市行政改革推進委員会では、このことについて御審議をいただいた折には、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第1条では、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するためとあるように、これまでの大綱の論点が多過ぎるのではないかと、議論を絞るといふ観点はよいのではないかなどの御意見をいただいております。以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この行政改革大綱にこの市民との協働のまちづくりということが記載されているのは、前からずっと一貫して書かれております。そして、私もいろいろ見させていただきまして、これは少し古い資料ですけれども、第二次の行政改革大綱の基本理念、そういうのが記載されておりますけれども、これによりますと、本大綱においては市民と行政の協働を主に大綱を制定し、市民、団体、事業者等が公平な行政サービスの向上を目指し、積極的に行政運営に参加、市民の声を反映させた時代に即応したまちづくりを推進するために、市民参加と協働のまちづくり、これを基本方針に行政改革を推進します。このように記載されております。

つまりは、この行政改革を進めるに当たっては、市民、団体、市民の声を反映させること、ここに重要点がある、そのようなことが記載されていると思います。そういった意味では、今回のこの行政改革大綱を進めていく上で、市民の声をいかに集めていくか。例えば、一つの行政改革をしようと思っても、様々な当然意見がありますし、そういったところでどうバランスを取っていくのか、そういったことを考える場合に、市民の声をどう反映させていくのか、これが非常に大きなポイントになると思います。そういった意味で、これはぜひ残すべきではないかなあと個人的には思いますけれども、そういったことも含めて検討をされたのか御答弁願います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

市民の声を聞くべきではないかということでございますが、この委員会のほうには、市民を代表して一般公募による委員のほうも参加していただいております。そのような方の御意見も聞きながら、また広く市民の方に内容について知らしめるということで行革を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、次の質問に移りたいと思います。

この行政改革大綱の3ページ、ここの財政の健全化についてということが出されております。先般行われました市政方針説明会、ここにおいても市の財政の健全性が強調された説明もありました。また、財政力指数令和8年度目標0.77とありますけれども、令和2年度実績0.786、また、令和8年度目標の実質公債費比率3.0%に対し、令和2年度実績は0.2%という状況であります。具体的な目標設定が現状を下回るものになっております。こういった数字を掲げていくことが意味があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 第四次瑞穂市行政改革大綱の目的にもあるように、社会情勢は、経済成長は鈍化する一方で、市民ニーズは多様化、複雑化しており、より行政需要は増大し、将来的に財政の逼迫、公共施設の老朽化などが懸念されます。将来的にも持続可能な行政運営及び財政運営を維持していくためには、財政の健全化は必要不可欠であります。また、予算編成では、無駄な歳出の削減と、優先順位を意識した編成を続けることで財政の健全化の取組を行っており、健全な財政状況であることを見据えて、不断のテーマとして財政健全化に向けた取組を着実に進める必要があると考えます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今年3月議会でしたか、令和8年度までの財政シミュレーションというものが示されました。それを見ますと、令和8年度までに市債の残高見通し、それから毎年の公債費償還額、こういったものも示されております。また、市債の発行予定額、こういったものも出されております。これを見ますと、実際の公債費比率がどうなるか分かりませんが、非常に安定している状況にある、今後5年間も安定した状況にあるということが示されております。また、下水道問題で非常に今後心配されるという声に対しても、議会答弁の中では、一番ピーク時である令和34年度、ピーク時でもこの公債費比率は7.6%ということが令和3年3月議会においても答弁がなされているところであります。

そういったふうに考えますと、この第四次大綱でこういった数字を並べること自体、本当に意味があるのかどうか、疑問が感じるところでありまして、むしろ、より根本的な問題について問題提起をしていく、様々な市の課題、それと市の財政の将来性展望、こういったものをどのように考えるのか、そういったことも検討をしなければならないのではないかと。そのようなことを思うわけですが、こういった観点からそういったことについてはどのように考えてみえるかお答え願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問でございますが、やはりこれからの行政運営を進めていく上で、安定した財政基盤、これはもう必要不可欠であると思います。これは、先ほども申し上げましたが、平常時、不断のテーマとして持って行政運営を進めるべきであるというふうに考えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 次の質問に移っていきたいと思います。

4ページのところに、債権管理室について記載がされております。これを設けることによって収納率を高めていく、そんなようなことが提起されていると思いますけれども、これを設置

する際の答弁のお話の中には、収益率の向上とともに市民の相談窓口である、そういった役割も十分に果たしていきたい、そのような御答弁がありました。そういった意味での観点、記載がありませんけれども、それはなぜでしょうかという質問です。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和3年度より特定行政目的遂行のために税務課に債権管理室を設置し、市税、国民健康保険税を中心に債権回収の事務を集中化しております。もちろん、債権管理室の業務として、御指摘のような市民の相談窓口である一面はありますが、第四次瑞穂市行政改革大綱の1. 行政の健全化の推進の項目に、自主財源の確保の観点から取組として収納率向上に絞っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 同じく4ページでありますけれども、ネーミングライツ、こういったことについても記載され、収入を増やしていく一つのものにしていきたい、そのようなことが出されております。ネーミングライツ、これは非常に収入確保という意味では一つの財源として意味のあることだとは思いますが、その一方で、公共施設を特定の企業等のある意味では宣伝につながっていく、そういった側面もあると思います。そういった意味では、市としての収入確保、その一方で施設の公共性の確保、そこら辺のバランスが非常に難しいところであるとは思いますが、こういったことについての当然検討もされていると思いますが、そういったことも一言述べておく、そして今後の検証にとって必要なことではないかと思っておりますので、そういった観点でのことをどのように考えてみえるか質問したいと思っております。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ネーミングライツにつきましては、瑞穂市ネーミングライツ事業実施要綱第3条の事業の基本原則の中では、ネーミングライツ事業は市の施設等の本来の目的に支障を生じない、生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないとあります。そのような観点を持って、瑞穂市ネーミングライツ審査委員会で審査をし、今回の決定をして、このような決定をいたしていきます。第四次瑞穂市行政改革大綱の1. 財政の健全の推進の項目に、自主財源の確保の観点から新たな収入の確保の取組の一つとして記載しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ネーミングライツの要綱にはそのように書いてあるということでありませけれども、これを審議する過程において、そういったことまできちんと論議されたかどうか

というのはちょっと疑問を感じるところでありますので、こういった意味ではそこら辺のことに問題提起もきちんとしていく必要があるのではないかと考えております。

では、引き続きまして5ページに行きたいと思っております。

人員管理についてのことですけれども、正規の職員の方について、この間の動向も含めて適正な人員確保をしていきたい、そのようなお話がされていると思っておりますけれども、ここで1点、実際の様々な業務の中においては、会計年度任用職員の方の働きというものも結構大きな割合を占めているのではないかと考えております。その状況もきちんと把握をしていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 会計年度任用職員は、非常勤職員であり、その任期は1会計年度内となっております。また、会計年度任用職員の職は、会計年度ごとにその職の必要性が吟味され、新たに設置された職と位置づけられるものであり、その職務内容や責任の程度は正職員と異なる設定となっております。

正職員の業務を補う役割を担っているため、その職種も専門的なものから単労職、事務職と多種にわたり、また勤務時間も勤務日も1日2時間とか、週に1日など、その職の必要に応じた働き方となっております。

会計年度任用職員の定員管理につきましては、その年度ごとに正職員の配置状況に応じて必要な職や勤務時間が異なるため、定員管理計画のような長期的な視点を持って管理することは困難であり、また、定員等を数値化することによりまして正職員の人員配置へも影響が出てくると考えております。会計年度任用職員を任用する際には、その職の必要性や勤務時間等を十分に検討しており、適正な運用、人員管理に努めておりますので御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 人員管理について、正規の方だけ見ていると、やっぱり正直言って会計年度任用職員の方、順番に増えてきているのではないかと。ただ、そこら辺を数字的には明らかになっていないという現状もあります。そういったことも含めて、トータルで見るとどうなのか。そういったことをしっかりと見ていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、例えば、勤務体系も様々あるということであれば、これを一定の常勤のものに換算をして数字を示していく、そういったことも一つの手法として数値化も可能になってくるのではないかと。もちろんその内訳は必要かもしれませんが、そういったことも含めて、市の職員として、しかも現実には毎年多くの方が足りないよということで募集もかけている実態もあります。そういった実態を分析していく上でも、こういったことが論議の一つの課題になっていかなければ

ばならないのではないかというような気もいたしますので、そういった点での今後の在り方、少し検討をしていく必要があるのではないかと思います。

さらに、同じく5ページ、女性職員の活躍推進ということで出されております。たまたま第三次大綱年度別実績（令和3年度版）というのがこの市議会の資料として出されておりましたので、それを見ますと、令和2年度、この女性管理者の割合が急遽14.3%に跳ね上がって、5.7%アップしているという実態、数字が出されておりました。これは、女性登用を意識した結果としてあったのか、そして、それが現在も維持されているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和2年度における管理職に占める女性管理職の割合は、前年度に比べまして女性職員の管理職登用の実数が増加したため、管理職に占める女性管理職の割合が大幅にアップしました。市といたしましては、女性の活躍を推進する観点から、女性職員の管理職への登用を積極的に進めておりますが、基本原則、男性、女性の区別なく人事評価の結果に基づいて管理職への登用をしております。したがって、年度によっては管理職に占める女性管理職の割合が変動しております。今後も、女性職員が管理職として活躍できる環境の整備に努めることとともに、女性職員の意識改革や組織全体で女性職員の活躍を推進していく取組など、積極的に継続的に進めてまいります。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 令和2年度、14.3%に上がりましたが、現状は、今現在これが続いているかどうかということについてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和3年度のお話になりますが、まだ公表前でございますので、確定値とは言い難いところもございますが、10.5%ということで、やや令和2年度よりも下がっている状況だと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今回の大綱の中で示されていた年度別実績表というか計画表みたいなものがありますけれども、第三次の大綱では、先ほどの女性管理者の割合とともに合わせて、職員全体、この場合は保育士さんとかいうものを除いた数字になっておりますけれども、職員全体に占める女性の割合の表が示されておりました。そして、その表とともに女性管理職の割合が示されているということで、当然女性の割合によってこの管理職の割合も当然変わってくるわけでありまして、今回第四次大綱の年度別実績表といいますか、そういったものには

今回それを外されておりますけれども、それは何か意図があったのでしょうか。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現状といたしまして、ここ5年ほどは一般行政職に占める女性職員の割合は30%前後で、大きな変化がなく推移しております。ここも一つ削除というか割愛させていただいた理由の一つでございます。変化が少ないということでございます。

また、新規採用職員の一般行政職に占める女性職員の割合でございますが、今手元に確実な数字がございませんが、私の感じといたしましては平均的に50%、半々ぐらいの割合で採用しているような状況があります。

新規採用時点の割合と現員の職員の女性職員の割合に差が出ているのは、様々な事情で女性職員が離職されることが多いのが原因だと考えております。そのような状況を踏まえまして第四次瑞穂市行政改革大綱の重要事項に、人材育成と組織強化の項目1. 職員定員管理の中で、取組に女性職員の活躍推進についてで、ワーク・ライフ・バランスの考えの下、仕事と生活の調和が取れ、充実感を持って働きやすい職場環境づくりに努め、女性の管理職登用を進めますと第三次から改めております。

管理職になるための経験を積みやすい職場環境づくりに重点を置くことで、一般行政職の管理職に占める女性の割合を高めていくことにつながっていくのではないかとこのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長の答弁の中で、特に今回の重点項目として女性の活躍、仕事と生活とのバランスといったことが強調されたと思います。非常に重要なことだと思います。

そういった意味でも、ただ単に管理職の状況がなかなかすぐには改善していかない。それはある意味では男女の構成割合がどうなっているのか、どうしても40年というサイクルの中で生活しているわけですので、職員の方も生活してみえるわけですので、たとえ全体として女性の割合が高まったとしても、その管理職に相当する部分の割合はまだ少ないという、そういったことも現実にはあると思います。

そういった意味も含めて、総合的に分析をしていく、そして逆に言えばどこに力を入れなければならないのか、そういったことが検討されなければならない。そのためにもこういった数字を明らかにして、審議会の方も検討をしやすい、そういったものをつくっていく、また市民の人が見ても分かりやすい、そういったことが必要ではないか。

また、先ほどの会計年度任用職員の中で、じゃあ男女比率はどうなっているのか。そういったことも含めて、今の市の仕事、言ってしまうと住民に対するサービス業と言えればそういうあれですけども、そういった観点も含めて非常に重要になってくるのではないかとこのように思います。

ありますもんで、先ほどの質問になったということでもあります。

では続きまして、7ページの中に、新しく設置した課や部屋について、期待がされております。また、今年度から導入された係制、こういったもの、ただこの審議会の段階ではまだ係制があったかどうかちょっときちんと論議されていない状態だったかもしれませんが、こういったものを継続的に評価していく、こういったものをつくって、その成果がどうだったか、そういったことも今後のこの大綱の中で評価していく、そういった課題ではないかとは思いますが、そういったことについて特に触れられていない。つくったらそれでよしということではなく、そういった継続性の問題についてもきちんと検証するというのをその課題の中に入れていくべきではないかと思いますが、そういったことがされていない、これは何らか意味があったのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 瑞穂市では、今年の4月1日より今までのグループ制を改め、係制を導入いたしました。また、その前年度には、市における喫緊の課題をクリアしていくために、子ども支援課の設置や秘書室など3室を新たに設置しております。現段階におきましては、係制をはじめ、各課、室の設置による効果や問題点を実務を進めながら蓄積している状況であります。

また、係長研修を実施するなど人材の育成も行い、これらを総合し、また現場の職員の声を吸い上げながら、成果を上げ続けられる組織となるよう、瑞穂市としての組織のあるべき姿を見据えながら、日々改善を進めていきたいと考えております。

係制導入の効果については、一朝一夕に出るものではないと考えております。日々の業務の積み重ねの中で、人材育成をし、職員の意識改革を行いながら改革、改善していくものと考えておりますので、行革大綱にはなじまないという部分があるのではないかと考えます。御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁の中で、係制について検証していくことについて、この大綱の中に入れることは、なかなかこの大綱の趣旨として合わないのではないかというお話だったと思いますが、むしろ継続的に状況を見ていく、そういったことこそ必要なことではないかと。そのために年度別の表もつくったりしているわけですので、そういった観点も必要だとは思いますが。

最後になりますけれども、8ページ、電子自治体の推進、こういったことも掲げられております。もちろん作業の効率化、それから情報をいかに共有していくかということも含めて、電子媒体を使ったものを促進する、これは非常に重要なことだと思います。

しかし、それについては、プラス面もあればマイナス面もある、そういったこともあると思います。こういったことをしっかり検証していくことが必要ではないか。例えば、様々な取組について、市政の経費削減効果、あるいはサービス向上につながったのか、そういったこともきちんと見ていくことが必要ではないか。あるいは、個人情報保護の問題、これもきちんと押さえておかなければならない、そういった重要なテーマだと思います。そういったことについても、しっかりとこの大綱の中に位置づけていく、そういったことが必要だと思いますけれども、そういったことについて触れられていないことについて、どのような見解でこうなっているかについて質問したいと思います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 第四次瑞穂市行政改革大綱の重点項目3. 事務事業の見直しと効率的な行政サービス、項目1. 事務事業の効率化、適正化の中で取組2の電子自治体の推進について、瑞穂市行政改革大綱推進委員会で御審議をいただいた結果、国の進めるDX、デジタルトランスフォーメーションの動向を見定めながら、マイナンバーカードの周知や普及、さらにはマイナンバーカードの多目的利用サービスの推進に努め、行政における効率的な業務遂行や経費の削減につながる電子行政サービスの取組を進めますと第三次から改めております。大綱の改定に合わせて、目的、目標につきましても絞って改定をしております。

全ての事業について、プラス面だけでなくマイナス面もしっかりと評価していくのは必要不可欠なことであります。しかしながら、大綱は大筋を示すものでありますので、詳細については具体個別な計画に委ねるものと考えます。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今まで様々質問をさせていただきました。これにつきまして、やはり大綱の性格は何かという問題もあるかもしれませんが、そういったことも含めて、本当にこの大綱の位置づけ、役割、果たしてこの例えば第三次のデータをそのまま持ってくるみたいな部分も多々あるように気がいたします。そういったことも含めて、総務委員会の中で議論をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいまの議題になっております第四次瑞穂市行政改革大綱について質問のほうをさせてい

たきます。

私からは、今関谷議員の質問にもありましたけれども、市民参加のまちづくりというものが抜けているとか、なくなったということで、今の御答弁の中では、この行政改革大綱にはなじまないということで、瑞穂市にはまちづくり基本条例という基本条例が定められております。しかしながら、現状を考えますと、この市民参加のまちづくりについては十分に進んでいないというのが私の中の評価であります。これについては、こうした具体的な推進をする計画というものが無いからではないかという私は疑問を持っておりまして、この行政改革大綱を定めて、それをどのように行っていくのかということ、この行政改革大綱の議案を認めていくに当たって、これをどう進めていくのかということについてお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 馬淵議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。私のほうの企画部のほうで答弁させていただきます。

行政改革大綱のほうは総務部のほうでやっております。そちらのほうで、行革になじまないということで、今馬淵議員が言われたように、まちづくり基本条例があつて、それが基にまちづくり推進委員会というのがございます。このまちづくり基本条例の推進委員会の条例の中の21条に、推進委員会は市長から諮問されることを協議する以外に、このまちづくりの推進について、また審議及び評価を行って、見直しが必要な場合には市長に提案するものとしますということがあります。ですので、その行革大綱の中から私どもがしっかりと引き取ったという形になっています。

ですので、今御指摘があつたように、ちょっとの間10年、これで20年目になるんですけども、たっています。なかなか進んでいないということは私も認めます。ですが、順番に順番に根底のほうでは、表立っては出ていないんですけども、下のほうでは、水面下では広まっています。これは、自治会のほうへのまちをつくらせてくださいということ、まちづくりに協力していただきたいとかそういうところで進んでいるということです。こういうことは、地道なところから、下から積み上げてくるというか、非常に時間がかかるものになります。そもそも、まちづくり基本条例が市民の方が知っていないということが、6月8日に推進委員会を開いたんですけども、全員の委員さんが言われます。私どもの周知も足りないということはあるんですが、委員の中では、代表が決めて市で議会で決めてやっていることだから、これは民意であるので託しているということもあるけれども、そういう話もやっぱりいろんなところでしてほしいということもやっぱり言われていました。そういう御意見も私どもは進めさせていただいて、一般的に表面化しているところで、イベントのような花開くというものではなく、地道な活動で、なかなか動いていないというふうに思われますけれども、そういうところで進めていきたいなあというふうに思っています。

それで、今私どもが考えているのは、推進委員会の人からも多くの意見がありましたので、周知するということが、当初つくったときには、まちづくり基本条例ができたときは、詳細なパンフレットも配られたんですね、市民の方々に。それが最初配られただけで、なかなか今止まっているということもあります。そういうものから、地道なんですけどもう一度考え直しまして、新たに考えて進めていきたいというふうに思っています。

それから、まちづくり基本条例というものは、市民、この瑞穂市にとっては憲法のような意味合いです。ですので、当然、私ども市職員は知っていないといけません。昨年度から新採の職員、1年目、2年目に関して研修をしています。そちらで市の課題を解決していく市民のコミュニティの中に飛び込んでいって、意思形成を固めていける人材をつくるということで、今年2年目を迎えています。また、その課題をまた解決してくれるような動きも今新規職員の中に出てきてくれます。また、こちらのほうの考え方だとか成果がまとまったら発表会をしますので、そういうときにも議員の方々も来ていただければありがたいかなあと思っています。

新たなお話としましては、私ども推進委員会のほうから、子供の参画について行政に提案がありました。そういう感じで、まちづくり基本条例は市民と議会と行政が三位一体となってやるんですけども、今回の条例改正については、瑞穂市行政のほうに少し足かせといいますか規制をかける、もう少し子供の参画について見直すような環境をつくることに施策を持っていきなさいよという提案が含まれます。そういう形で、今私どもは地味なんですけれども、市制20年目を迎えまして進めておるところでございますので、行革から離れたということですが、こちらのまちづくり推進委員会のほうで、企画部のほうでしっかり預からせていただいて進めていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御答弁をいただいたわけなんですけれども、まちづくり基本条例推進委員会のほうで、様々市民の皆様が入っていただいて自主的にいろんなことを御審議いただいてやっけていただいているということは、非常にありがたいことでありまして、それこそこのまちづくり基本条例の理念ではないかなあとこのように思っています。

このように、市民の方がそこに参加をしていくということですが、私自身も経験がありまして、まちづくり基本条例推進委員会の委員に選ばれたんですけれども、委嘱を受けることなく4年間過ごしたということがありました。実際、審議会がやっぱり市長の諮問がないと開けないという性格があるのではないかなあとこのように思っています。ですので、このまちづくり基本条例推進委員会のほうは、その設置の規則の中に市長の諮問がなくても開けるということがあるわけなんですけれども、その部分を委員会の皆様が自由に、委員長をはじめとする人だと思ひますが、職員の皆さん、企画部とやり取りをしながら、こういうことも進めていきたいのでという

ことで自主的に開催できるような方向に進めていただかないと十分に機能が難しいということを経験上あるわけですので、そちらのことについてはどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、先ほど答弁させていただいた中に、まちづくり基本条例推進委員会の21条ですが、推進委員会は市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取組について審議及び評価を行い、見直しが必要な場合については市長に提案するものとしますと書いてありますので、諮問がなければ開かないということではないですので、私どももこれからのまちづくり基本条例に基づく取組について、また説明をさせていただいて、委員会のほうに、そのまた評価をいただくという形で定期的な開催をとというのは考えておるところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） そのほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第40号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第40号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第41号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第41号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第42号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第42号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第44号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第44号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号及び議案第40号から議案第42号まで並びに議案第44号について（委員会付託）

○議長（若井千尋君） 議案第36号、議案第40号から議案第42号及び議案第44号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前9時45分

